

広島県告示第七百一号

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）第三十九条第五項第二号の規定によつて、第二種漁港豊島漁港の放置等を禁止する区域及び物件を次のとおり定め、令和三年八月五日から施行する。

その関係図面は、広島県土木建築局港湾振興課及び広島県西部建設事務所呉支所において縦覧に供する。

令和三年七月二十六日

豊島漁港漁港管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

一 第二種漁港豊島漁港放置等禁止区域

山崎漁港地区

1 区域の範囲

基点一から基点四までの各点を順次結んだ線及び基点一と基点四を結んだ線により囲まれた区域

2 点の位置（点の位置表示角度は真北方向による）

基準点 呉市豊浜町の国土地理院四等三角点「松ノ窪」（北緯三四度一分〇〇秒八八三〇、東経一三二度四七分〇四秒八一五五、標高一七六・六八メートル）

基点一 基準点から七五度二九分〇一秒の方向七二八・九八メートルの点

基点二 基点一から二三六度三四分五五秒の方向二〇・五四メートルの点

基点三 基点二から一三三度二三分二七秒の方向二〇・五四メートルの点

基点四 基点三から五六度三四分五五秒の方向二〇・五四メートルの点

二 第二種漁港豊島漁港放置等禁止物件

漁船及び業務用船舶以外の船舶並びに当該船舶の係留の用に供する工作物